

改正案	現行
<p>（選挙運動に関する各種制限違反、その二） 第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。 一・二二〔略〕 二の二 第百四十二条の四第七項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者 二の三〇八〔略〕 2 〔略〕 （選挙事務の委嘱） 第二百七十三条 参議院合同選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会が、都道府県知事又は市町村長の承認を得て、当該都道府県又は市町村の補助機関たる職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない。</p>	<p>（選挙運動に関する各種制限違反、その二） 第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。 一・二二〔略〕 二の二 第百四十二条の四第六項の規定に違反して同項に規定する事項を表示しなかつた者 二の三〇八〔略〕 2 〔略〕 （選挙事務の委嘱） 第二百七十三条 参議院合同選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会が、都道府県知事又は市町村長の承認を得て、当該参議院合同選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の補助機関たる職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない。</p>